

装官監第61号
27.10.1

調 達 管 理 部 長
調 達 事 業 部 長
長 官 官 房 会 計 官 殿
長官官房監察監査・評価官

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁の前払金監査基準について (通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁の前払金監査基準

(本基準の目的)

第1条 本基準の目的は、監査官（防衛装備庁の会計監査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第33号）第2条第1項に定められたものをいう。以下同じ。）が前払金の使途についての会計監査を行う場合、監査手続きの選択適用、及び監査報告等について準拠すべき基準を与え、監査実施の要件を定めて監査官の任務の範囲を明らかにし責任ある監査の実施に寄与しようとするものである。

(前払金監査の意義)

第2条 前払金監査とは防衛装備庁の会計監査に関する訓令に基づき、監査官が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第57条並びに予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第2条第5号に基づき支払われた前払金が前払金に関する特約条項その他の規定に基づき適正に使用されているか否かについて意見を表明し予算の適正な執行に寄与するため契約相手方について実施する監査をいう。

(本基準の構成)

第3条 本基準を、一般基準、監査手続、報告基準の3部に区分する。

(一般基準)

第4条 監査官は会計監査に関する専門的能力と実務経験を有するものでなければならない。

- 2 監査官は、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当って、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 3 監査官は、監査の実施及び報告書の作成については、当然払われるべき正当の注意をもってこれを行なわなければならない。
- 4 監査官は、監査によって知り得た事項を正当な理由なく他に漏洩し、又は自ら窃用してはならない。監査調書は、慎重な注意をもって整理し、防衛装備庁の文書管理要領に定める期間これを保持しなければならない。前項の書類は、正当の理由なくして、その全部又は一部を関係外の第三者に示してはならない。
- 5 監査官は、監査の実施に当って重大な虚偽、錯誤又は脱漏を看過してはならないが、その監査報告は不正事実の網羅を保証するものではない。
- 6 監査官はあらかじめ、監査計画を作成し、これに基づいて時期を失することなく、秩序整然と監査を実施しなければならない。
- 7 監査官は、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、実査立会、確認又は質問等その時の事情に応じて使用し得る監査手続を選択適用し、その意見を保証するに足る合理的証拠を確かめなければならない。
- 8 監査手続とは、監査の結果表明する自己の意見に対して、合理的な基礎を与えるため、証拠を求める手段をいう。
- 9 証拠は、内部証拠と外部証拠とに区分する。内部証拠とは、会社の会計組織の内部に求めることのできる証拠資料をいい、各種の会計帳簿、伝票、証ひょう、議事録、契約書、その他取引に基づいて作成された証拠書類がこれに属する。外部証拠とは、会社の会計組織の外部に求める証拠書類をいう。

(監査手続)

第5条 はじめて監査を行う会社に対しては、当該会社の沿革、業務内容、資本系統、金融関係、役員及び関係職員の氏名職責、取引先関係、取引条件等監査のために重

要な事項について、定款、社則、関係法規その他の書類の閲覧又は質問等により基礎知識を得るとともに、会社の財務会計、原価計算又は予算統制等の計算精度について実施規程を閲覧し、又は担当者に直接質問する等適当な方法により、その組織の概要、運用の実情及び資料の整理及び保管状況を承知することを要する。

- 2 前払金の使途内訳については、伝票、証ひょう、関係帳簿等と照合して事実と一致するか否かを検査することを要する。
- 3 前払金をもって固定資産の取得もしくは建設をしたものがあるときは、議事録、契約書、その他の書類を閲覧して前払金使用に関する範囲を逸脱しているか否かを検査することを要する。
- 4 前払金の使用については、前金払に関する契約書の定めるところに準拠しているか否かを確かめなければならない。
- 5 監査官は会社が前項の契約書を遵守するための内部規定等を有するか否か、及びその内容が適正であるか否かを検査した後、その内規に基づく会計処理が行なわれているか否かを確かめなければならない。
- 6 前払金使用の対象となった給付について必要があるときは、材料の出納、その他原価計算の内容について検討しなければならない。

(報告基準)

第6条 監査報告書は、監査の結果について、監査官の意見を表明する手段であるとともに、監査官が自己の意見に関する責任を正式に認める手段である。

- 2 監査報告書については、監査官の実施した監査の概要及び前払金の使用状況に関する意見等を簡潔明瞭に記載するものとする。
- 3 監査の概要については、下記の事項を記載しなければならない。
 - (1) 監査官が実施した監査の実施要領及び範囲の概要
 - (2) 監査基準に準拠して監査が行なわれたか否か
 - (3) 監査の結果知りえた事実
- 4 監査の結果についての意見について、監査官の責任を限定しようとする場合には、その事項を監査報告書に明瞭に記載し、補足的説明事項と明確に区別しなければならない。